

長崎市の **簡略版** ごみの分け方 **10**

ごみステーションの場所や収集曜日
をQRコードで確認!



■お問合わせ先 <市外局番は(095)です>



822-8888 (代表)

環境部資源循環課 829-1159
中央環境センター 865-5371
東部環境センター 830-2137

ごみの分け方 長崎市 [検索](#)

●ごみの減量と正しい分別に努めましょう。リサイクルするものは汚れを取って出しましょう。



- 収集日の朝 8 時までに指定のごみ袋で出しましょう。
- 地域のごみ出しルールとマナーを守りましょう。
- 一度に出せるごみは 1 種類につき 3 袋までです。
- ごみ袋の口は結んでください。はみ出るものは⑩の粗大ごみです。

収集日	ごみの種類	主なもの
毎週 曜日	① 燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ (しっかり水切り) ●プラスチック製品 (容器・包装は⑥プラスチック製容器包装へ) ●ゴム・革・布製品 (古着は拠点回収へ) ●紙くず (古紙②③④は入れないで) ●木・草類 (枝は束ねて)
毎週 曜日	②③④ 古紙	<ul style="list-style-type: none"> ② 新聞・折込チラシ ③ 本、紙パック 雑がみ (雑がみは紙袋・透明袋でも出せます) ④ 段ボール <p>※種類ごとにヒモでしばる。ビニールなどの異物ははずす。</p>
毎週 曜日	⑤ 燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●金属類 (鍋・釜・やかん・フライパンは⑦資源ごみへ) ●ガラス、陶磁器類 ●家電製品 <p>※小型家電は資源物回収へ (回収ボックスの入口25×10cmに入るもの)</p> <p>※スプレー缶は使い切って、穴開けはしない。 ※袋を分けて出す。</p>
毎週 曜日	⑥ プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ●トレー、パック、カップ、チューブ ●レジ袋、菓子袋など ●ボトル、キャップ、ラベル ●発泡スチロール、緩衝材 <p>※「容器」と「包装」(中身を使うと要らなくなるもの)だけです。プラスチック製品自体は①燃やせるごみへ</p> <p>袋を二重にしない</p>
毎週 曜日	⑦ 資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●空きびん、空き缶 (飲料・食品用、化粧品) ●ペットボトル (ふた・ラベルは外して⑥プラスチック製容器包装へ) ●金属製の鍋、釜、やかん、フライパン
毎週 曜日	⑧ 蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> ●蛍光管 (ごみステーションの蛍光管入れへ) <p>(割れた蛍光管、LED・白熱電球は⑤燃やせないごみへ)</p>
随時	⑨ 筒型乾電池及びボタン電池	<ul style="list-style-type: none"> ●筒型乾電池、ボタン電池 (絶縁してごみステーションの電池入れへ) <p>(リチウムイオン電池などの充電電池は、電気店などの回収協力店へ)</p>
自己申込みまたは自己搬入は有料	⑩ 粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●指定袋からはみ出るもの (1m未満の傘のみ⑤燃やせないごみへ) ●危険性があるもの (着火装置付きなど) ●パソコン、電子レンジ ●金庫、ミシン <p>※予約回収は1回に2個まで。 ※自己搬入は搬入券の事前申請が必要。</p>

× 市では収集できないもの

法令で定められているもの・収集や処理が困難なもの

- 家電4品目 (洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)
- 処理困難物 (消火器、農薬、リチウムイオン電池類、タイヤなど)
- 多量のごみ (引っ越しごみなど)
- 産業廃棄物 (事業所・商店などから出る法定20品目)



詳しくは裏面をご覧ください